炭鑛

発行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町

編集兼発行人　平島敏治
印刷　
印刷所　三鉱労組印刷工場

三鑛組労機関紙

支拂能力を楯に
會社あく迄も逃げを張る
退手交渉全くこう着

退手交渉は組合側の蹈起の追及にもかゝわらず支拂能力に固執して言をにごす会社の不誠意に依然膠着状態から一歩も前進せず、いよ〳〵実力行使を背景とした緊張した雰囲が迫つて來た。三鉱労組としても闘争指令第一号に基き無記名投票結果の集約に当ると共に万全の闘争態勢を進め、組合員の闘う意欲も弾々と燃えたぎつて來ている。指令一号が発せられた以後の交渉経過左の通り

△第十九回交渉（十一日）

冒頭組合側より会社は前回の交渉にて会社主張の裏付を具体的に数字を以て示すことを確約しているのでその点の説明を求めた。

会社としては答弁内容の説明に入り百三十億の借財もあり、七年間で逐済する状況になつているし又設備資金として當期二十億が必要であると種々説明がなされたが同答弁具体的な結論を出さず、組合としてはかゝる説明では組合が求める解答にはならないと追及すると「組合の主張も判つたので、明日一段と掘り下げて提示したい」と答えたので明日に持越し本日の交渉を閉じた。

△第二十回交渉（十三日）

冒頭組合より会社が示した三〇億の借財の内容は会社主張の長体的な裏付けとなるか、明確な考えを示せと要求したが、会社としては具体的な考え方を説明するとく追及した。会社は本日は意志表示を保留すると、結論を得ると約束して次回に持ち越した。次回日程は追展しなず次回に持ち越した。次回日程（十四日）折衝を持つ。

組合給與歳勞對策
などを決定
第八回中央委員会

退手闘争指令第一号を入れ、第八回中央委員会は緊迫した情勢のうちに十三日午前九時から四山闘室で開催された。

退手交渉經過報告（松本闘組合長）

組合側が企業に対する資料提出の後拂能力の裏付けを要求するに対し会社は経理内容を明らかにすることを拒絶、賃金の後拂的性格、生活の保証を確約に目つ物価上昇を見込んで改訂並に年金制度、住宅資金の新設を要求するに対し会社は答弁内容

憩ひの懷

虎のやうに眠る。
統一した力のみどころでこゝ。さまざまな洋をわたり　さまざまな国へ渡をたつね　さまざまなひびを身につけた　旅の子は　疲れてひろいね　彩をゆゝ敷えただめられ　ひとり寝に入るね

一夜あけ　海が誘ひのことばをなげると　新しい夢をもとめて　いそ〳〵と　旋装をとゝのへる

いつも裕く　ゆたかでありたい　こう願は　旅の子を明るく送る。

組合給與歳勞對策
生産より先づ保安
災害防止に具體的方策樹立

保安に関する鉱組からの緊急申入れに対し会社は十一日別項のような回答をせた。よつて同日午后一時から本社大会議室で四区交渉を持ち、会社回答の拙策的な点を鋭く衝きもつと具体的な方策を示せと迫り、これについての組合案を提示、各項目毎に話合つた結果、保安の技術的な教育については現在の保安常会の内容を充実し組合の主旨に副うようにする

二、保安心得…坑内金員、坑外現業及保安関係の必要な人員に配布する。

三、係員教育…係員、責任者に対する教育は常時行う。尚具体的なことについては十分検討する

四、不適格者に対する措置、関係諸法規違反は勿論処置すべきもの

五、保安施設…保安実施計画（保安委員会及び安全協議会に計画書を提出し検討する。

六、保安点検…各鉱毎会社組合双方の最高責任者が同道して巡回を行う。

七、還元浄化については保安委員会、現場安全委員会等の保安会九、無資格者就業取扱…無資格者に対する就業禁止の項は実施する、尚明瞭にするためセル製マークを作製する。

八、資材の適正配置については各鉱所に於て十分審議する。

保安に關する會社回答

昭和二十七年一月一日附三鉱労組発第四三号による保安に関する貴方申入れに対し左記の通り回答致します。

記

炭塵の天然防止につきましては貴方の積極的な協力を得まして日夜努力を続けました結果、近來漸々その成果を收めつゝあつたのでありますが、不幸にして最近変災の続発を見ました事は小職並に関係者一同衷心より遺憾の意を表明するものであります。

右に付貴方よりの申入れに対する当方の見解を左の通り披瀝し保安の確保に更に一段の努力を傾注する所存であります。

一、保安に関する根本方針

貴方の申入れ通り生産と保安は車の両輪の如く相併行して進めらるべきは勿論であり、今日迄と雖も決して之を無視して生産第一主義をとつたものではなく常に腐心して参つたのでありますが、今後尚一層此の点に留意し誠意を以て災害の防止に專念致し度く存じます。

申迄もなく保安確保については会社に於て必要な施策を施すは勿論でありますが、尚組合並に組合員各位の協力を俟つて初めて万全を期し得るのでありまして、今後更に一段の緊密なる提携の下に保安確立に邁進致し度く存じますので、今後共貴組合の絶大なる御協力を御願いする次第であります。

1、保安用資材の確保は勿論之が適正配置に関しては出來る限りの努力を傾注し既く貴保安委員会等に於て十分検討の上現場に推進致し度く存じます。

2、一般保安教育の徹底及び実践指導の強化

イ、係員並に鉱員に対する保安教育の徹底

貴方申入れにもある通り表面的な教育に留まらず一貫した理論と実践に立脚した現場教育の普及徹底を具現致すべく格段の努力を致し度く存じます。

ロ、職員並に鉱員に対する保安教育の徹底

貴方申入れにもある通り表面的な教育に留まらず一貫した理論と実践に立脚した現場教育の普及徹底を具現致すべく格段の努力を致し度く存じます。

團規法、法務府の構想

政府は講和発効後の国内治安確保のため、現行の團体等規正令に代え、團体等規正法案を制定する方針で大橋国務大臣が鉱業を中心に進め、第六次案まで得たが同法案は組合、言論、思想の自由などたいし、著しく圧的色彩が濃い野党・労組はもとより一般知識層、さらに与党内からも反対を受け、昨秋來行きなやみの状態にあり、木村法務総裁は就任以来原案内容再検討中のところ今回「騒力主義的破壊活動取締りに関する法案」（仮称）を得るので十四日自由党の治安、自席問調査会でその骨格を説明した。内容は前大橋法務総裁のいはゆる第六次案とはいつて個人に対する威嚇制限、解散團体財産の接收、政治團体の届出制度などの項が削除され強制團体審査の範囲がせばめられ、大幅第六次案の三分の一より大幅に縮少されて五、六十條程度にとどまる簡潔ものである。尚法案の名称も従来の予定だがまだ確定していない。

木村案の要点は

一、騒力主義的破壊活動の概念を明確に定め、一般に言論、出版などに対する威圧を与えぬようにする。

二、團体の解散

一、行政処分の前提である調査、集會、集團行進の禁止

ロ、破壊活動の地盤となる機関誌の発行停止

ハ、破壊活動に関係した役職員などの当該役職からの排除

二、團体の解散

一、行政処分の前提である調査、集會、集團行進の禁止

ロ、破壊活動の地盤となる機関誌の発行停止

ハ、破壊活動に関係した役職員などの当該役職からの排除

二、團体の解散

イ、破壊活動の地盤となる行政処分は必要な最小限度とし、時に思想、言論の統制に陥らぬようにする。行政処分の種類はつぎの通りとする。

（仮称）が行い、その請求に基づいた公安審査委員会（仮称）が行政処分を行うことになつている。委員会ではなく法務総裁に処分権を持たせる考え方もある。

一、調査は刑法などの罰規を避け必要最小限度とする。

二、行政処分に対する救済方法は一般の行政訴訟による。

三、大臣案にあつてよいとうた処分機関に対する異議申立、東京高裁への提訴という方法は既めた。

以上を要点として関係方面と折衝後、來週中にも同法案を閣議提出のうえ次期機関決定と共に三月上旬に国会に提出する。

解説

政府は講和発効後の国内治安確保のため、現行の團体等規正令に代え、團体等規正法案を制定する方針で大橋国務大臣が鉱業を中心に進め、第六次案まで得たが同法案は組合、言論、思想の自由などたいし、著しく圧的色彩が濃い野党・労組はもとより一般知識層、さらに与党内からも反対を受け、昨秋來行きなやみの状態にあり、木村法務総裁は就任以来原案内容再検討中のところ今回「騒力主義的破壊活動取締りに関する法案」（仮称）を得るので十四日自由党の治安、自席問調査会でその骨格を説明した。内容は前大橋法務総裁のいはゆる第六次案とはいつて個人に対する威嚇制限、解散團体財産の接收、政治團体の届出制度などの項が削除され強制團体審査の範囲がせばめられ、大幅第六次案の三分の一より大幅に縮少されて五、六十條程度にとどまる簡潔ものである。尚法案の名称も従来の予定だがまだ確定していない。

木村案の要点は

一、騒力主義的破壊活動の概念を明確に定め、一般に言論、出版などに対する威圧を与えぬようにする。

二、團体の解散

一、行政処分の前提である調査、集會、集團行進の禁止

ロ、破壊活動の地盤となる機関誌の発行停止

ハ、破壊活動に関係した役職員などの当該役職からの排除

二、團体の解散

イ、破壊活動の地盤となる行政処分は必要な最小限度とし、時に思想、言論の統制に陥らぬようにする。行政処分の種類はつぎの通りとする。

書記局便り

二月十日　松本中岡オルグとして帰山
二月十三日　中央委員会
総評高野事務局長来鉱（鳥田政対部長出席）
二月十四日　婦人部員本日より原炭選炭に関する無記名投票

團規法、法務府の構想

政府は講和発効後の国内治安確保のため、現行の團体等規正令に代え、團体等規正法案を制定する方針で大橋国務大臣が鉱業を中心に進め、第六次案まで得たが同法案は組合、言論、思想の自由などたいし、著しく圧的色彩が濃い野党・労組はもとより一般知識層、さらに与党内からも反対を受け、昨秋來行きなやみの状態にあり、木村法務総裁は就任以来原案内容再検討中のところ今回「騒力主義的破壊活動取締りに関する法案」（仮称）を得るので十四日自由党の治安、自席問調査会でその骨格を説明した。内容は前大橋法務総裁のいはゆる第六次案とはいつて個人に対する威嚇制限、解散團体財産の接收、政治團体の届出制度などの項が削除され強制團体審査の範囲がせばめられ、大幅第六次案の三分の一より大幅に縮少されて五、六十條程度にとどまる簡潔ものである。尚法案の名称も従来の予定だがまだ確定していない。

木村案の要点は

一、騒力主義的破壊活動の概念を明確に定め、一般に言論、出版などに対する威圧を与えぬようにする。

二、團体の解散

一、行政処分の前提である調査、集會、集團行進の禁止

ロ、破壊活動の地盤となる機関誌の発行停止

ハ、破壊活動に関係した役職員などの当該役職からの排除

二、團体の解散

イ、破壊活動の地盤となる行政処分は必要な最小限度とし、時に思想、言論の統制に陥らぬようにする。行政処分の種類はつぎの通りとする。

（仮称）が行い、その請求に基づいた公安審査委員会（仮称）が行政処分を行う

進前
地域分会を樹立

昭和二十六年十月一日より施行せられた規約第六十條には「支部の決定に基く組合活動を行う爲に地域分會を設けることが出來る」と明記されている。

現執行部發足以來の宿命であり、組織活動として又教宣活動のキーポイントとして職場分會とともに地域分會にかける希望は大である。地域分會を發足させる目的は組合本來の業務を円滑に推進するはもとより組合員及家族の文化福利の増進を圖るとゝもに組合員特に地域内居住者の意思疎通を圖り末端組合員迄の組合執行の浸透を圖らねばならない。

労働組合結成以來組合の統制ある發展は獨占資本主義者経營者の一大驚威となつて來つゝあるが。職場内の組合員の團結が日増に増強の一途を辿つている今日、この統制と發展の阻止は職場内に於ては倒底なし得ぬものとして三井獨占資本の百年の大計を建てた納屋制度の労務政策が社宅内に必然的に活躍し、又來たることはいなめない事實である。

具体的な一例を擧げれば社宅内に於て階級的に目ざめ自主的に組織し様とした婦人會に對する干渉は見逃されない事實として我々の記憶に新らしい。

では地域分會は何をなすべきであるか、必ずしも社宅内に居住する人ばかりでなく通勤者の組合員の人々も社宅を一應のモデルケースとして地域分會が組織されなくてはならない。

分會結成の目的たる圓滑なる組合業務推進の爲、組合で決定した事項を末端組合員及その家族迄周知徹底を期し、又來た

の具体的な實践指導をなすべきである。又職場と異つた環境で組合員及家族の教育、文化啓蒙をなすと同時に福祉、厚生關係に於ても既に労働協約の労使協議會で主張する門戸が開放され從來の納屋生活を精算しなければならない。

今后の組合運動の進路發展は地域的に繋がり勢力を擴大してこそ始めて輿論の支持という結論も出來ることである。

今后の組織、教宣對策は地域分會の組織と共に婦人、青年、少年各部の育成強化を圖つてこそ始めて末端迄闘う組織が樹立出來るのである。

闘争の段階も一應退手のみを残して風波も少ない様な觀

× × ×

がある。が労働組合運動の基本的な性格を運命づける労組法の改悪が種々の手段を選んで吾々におそい來たつているのである。この改悪こそ我々のあらゆる努力も情熱も根本的にくつがえさんとしているのである。闘う労働組合の末端組織は職場分會と地域分會であらねばならない。

この双方の育成發展こそ眞に直面した難關を打破し恒久的組合運動を樹立し、且吾々の生活權を吾々の手で守り得る最大の要素である。

春季闘争決戦せまる
政府の出方を注視
高野（総評）事務局長福岡で語る

二月十三日総評高野事務局長が來福、鉱業総評事務局で各地方、福岡県総評事務局と懇談会を開催、在住の労組幹部と懇談会を開催、春季闘争について次の様に語つた

現在政府の方針、提出原案が明確でないくゝらく〳〵しいので具体的な闘争対策も政府の出方を注視して打開て考えていた。一月五日、木村法務と面談した時はゼネ案は單独法では出さない。たゞ騒乱取締法を出したい。これと就ては極左、極右の暴力を取締るのであるから組合は反対されないと思ひますと言明したとゞうである。

解予算については衆議院が二月一杯、参議院が三月となる。従つて予算審議その他の情勢からして治安法は、木村法務総裁が二月中に原案を作成して閣議へ出て三月初めには國会提出の見込みがついた。

彈壓立法反對!!
怒りと結集と総力を結集
福岡縣労働者總蹶起大會

政府が企図する公安三法は、現在の国際情勢の中で労闘、総評五百万の労働者を中心とする民主勢力の一大反撃にあい、しかも最近ますます強まる反動、相次ぐ吉田内閣の不法隠匿自党の細工が続みられていたが、二月下旬臨時国会に上程する情報をつかんだ福岡労闘では、拡大闘争委員会を緊急に開き、その